

## 2023 年度会津大学大学院科目等履修生募集要項

### 1 履修可能科目

2023 年度に開講する専門科目

### 2 募集人員

若干名

### 3 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者及び 2023 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者及び 2023 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2023 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2023 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2023 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び 2023 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び 2023 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (8) 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、本学大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2023 年 3 月 31 日において 22 歳に達する者
- (11) 2023 年 3 月 31 日において、次のア～エのいずれかを満たす者であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
  - ア 学校教育法第 83 条に規定する大学に 3 年以上在学した者

- イ 外国において学校教育における 15 年以上の課程を修了した者
- ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- エ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

※ 2023 年度第 2 学期入学出願者は、上記出願資格の「2023 年 3 月 31 日」を「2023 年 5 月 31 日」と読み替える。2023 年度第 3 学期入学出願者は、上記出願資格の「2023 年 3 月 31 日」を「2023 年 9 月 30 日」と読み替える。2023 年度第 4 学期入学出願者は、上記出願資格の「2023 年 3 月 31 日」を「2023 年 11 月 30 日」と読み替える。

#### 4 出願手続

##### (1) 出願方法

出願は、直接持参又は郵送によること。

なお、直接持参の場合は本学学生課学生募集係に提出することとし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。（ただし、本学の休業日は除く。）

海外からの場合は、事前に電子ファイル化した出願書類を E-mail により送付し、確認を受けた後、すべての原本を手続期限までに到着するように EMS 等追跡可能な手段で送ること。

##### (2) 出願手続期限

（国内在住者）

- 第 1 学期入学生 ----- 2023 年 2 月 10 日（金）（当日消印有効）まで
- 第 2 学期入学生 ----- 2023 年 4 月 21 日（金）（当日消印有効）まで
- 第 3 学期入学生 ----- 2023 年 8 月 11 日（金）（当日消印有効）まで
- 第 4 学期入学生 ----- 2023 年 10 月 20 日（金）（当日消印有効）まで

（海外居住者）

- 第 1 学期入学生 ----- 2022 年 10 月 21 日（金）まで
- 第 2 学期入学生 ----- 2023 年 2 月 10 日（金）まで
- 第 3 学期入学生 ----- 2023 年 4 月 21 日（金）まで
- 第 4 学期入学生 ----- 2023 年 8 月 11 日（金）まで

##### (3) 出願先

「9 送付先・問い合わせ先」に同じ。

##### (4) 出願書類（日本語または英語で明瞭に記入すること。）

ア 入学願書（所定の用紙）

イ 入学検定料 9,800 円（2022 年度の額）

会津大学指定の口座へ振込み、当該振込を証明する書類を添付すること。

（国内在住者）

銀行名： 東邦銀行 会津営業部

口座番号： (普) 2268703

口座名義：コウリツダイガクホウジン アイヅダイガク  
公立大学法人 会津大学

(海外居住者)

銀行名： みずほ銀行 会津支店

口座番号： (普) 1178709

口座名義：コウリツダイガクホウジン アイヅダイガク  
公立大学法人 会津大学

※ 海外居住者は、振込みの注意点について、(5) 出願手続上の注意事項のアを参照すること。

※ 2023年度の入学検定料(金額及び納入方法)については、変更となる場合がある。

ウ 最終学歴校の成績証明書及び卒業(見込)証明書

外国の大学の場合は、学位取得(見込)証明書もあわせて提出すること。

※ 2023年3月または9月に会津大学を卒業する見込みの者は提出を要しない。

エ 履歴書(所定の用紙)

※ 2023年3月または9月に会津大学を卒業する見込みの者は提出を要しない。

オ 出願手続期限の前2年以内に受験した英語の能力試験(TOEIC、TOEFL、IELTS、Duolingoのいずれか)の成績証明書の写し

※ 英語を母語とする者及び英語による教育を受けた者は提出不要だが、後者の場合、教育での使用言語について最終学歴校が証明する文書を提出すること。

※ 「外国籍の者」

以下の書類の提出も要する。

カ 経費支弁書(所定の用紙)

経費支弁者が本学所定の用紙に記入すること。

キ 経費支弁者の資産(収入)を証明できる書類。例として、以下のものがあげられる。

- ・ 預金残高証明書(英文)
- ・ 在職証明書及び年収額に関する証明書(英文)
- ・ 出願時に奨学金の支給が決定している場合は、受給期間、金額等が記載された奨学金受給証明書(英文)

ク 旅券、住民票、又は在留カードの写し。例として、以下のものがあげられる。

- ・ 氏名と国籍が掲載されている旅券のページ
- ・ 本籍地が記載されている住民票のコピー
- ・ 在留カードもしくは身分証明書

(5) 出願手続上の注意事項

ア 海外から送金する場合、出願者本人を振込人名義とし、手数料はすべて送金者負担として、指定口座への入金額がちょうど9,800円になるように送金すること。

イ 出願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しない。また、受理後、出願事項の変更は認めない。

ただし、出願後に住所及び連絡先に変更が生じた場合は、速やかに会津大学学生課学生募集係に届け出ること。

- ウ 出願提出期限を過ぎて到着したものは受け付けない。
- エ 出願書類受理後は、いかなる理由があっても入学願書、入学検定料は返還しない。
- オ 出願書類に虚偽の記載があった場合には、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。
- カ 証明書等が日本語又は英語以外の言語である場合は、教育機関、大使館、公証役場又は政府公認機関等で公証印を受けた翻訳（本人作成可）を添付すること。
- キ 障がいのある志願者で、修学上特別な配慮を必要とする可能性のある者は、次の事項を記載した協議申請書（様式任意）を会津大学学生課に提出し、協議すること。
  - ・ 志願者の氏名、住所（連絡先電話番号も記載すること。）
  - ・ 出身学校名
  - ・ 障がいの種類・程度（現に治療中の者は、医師の診断書を添付すること。）
  - ・ 修学上特別な配慮を希望する事項
  - ・ 出身学校等でとられていた特別措置
  - ・ 日常生活の状況
- ク 外国人留学生は、1学期当たり合計6単位以上の科目の履修を志望すること。  
（留学の在留資格を得るためには、1週間に実時間授業時間で10時間以上の履修が必要であるため。）

## 5 選考方法

書類審査により行う。不明な点がある場合は電話や E-mail により詳細な質問をする、またはオンラインの面談等を実施することがある。

## 6 合格発表

選考後、合格者本人に通知する。

## 7 入学手続

### (1) 入学手続方法及び入学手続期間

入学手続方法及び入学手続期間は、合格通知の際に併せて通知する。

なお、所定の期日に入学手続を完了しない者は、入学を辞退したものと取り扱う。

### (2) 入学料

28,200 円（2022 年度の額）

納入期限までに指定された口座に納入する。

### (3) 授業料

1 単位 14,400 円（2022 年度の額）

納入方法は、入学した日の属する月の末日までに全額を一括して納入する。

ただし、外国人留学生は、入学手続時に 86,400 円（6 単位分）を指定された口座に納入し、6 単位より多く履修する場合は、入学した日の属する月の末日までに差額を納入する。

※ 2023 年度の入学料及び授業料（金額及び納入方法）については、変更となる場合がある。

※ 一度受付をした入学手続書類は、いかなる理由があっても返還しない。

- ※ 一度納付された入学料は、原則として返還しない。
- ※ 出願資格において「見込み」で出願した者が、その要件を充足しないこととなった場合は、入学許可を取り消す。
- ※ 経費支弁能力の不足等により在留資格認定証明書が不交付となった場合は、入学許可を取り消す。

## 8 その他

### (1) 生活費

現在、必要な生活費は1か月当たり約5万円～10万円である（授業料除く）。

### (2) 個人情報の取扱いについて

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「公立大学法人会津大学が取り扱う個人情報の保護等に関する規則」に基づいて取り扱う。

出願にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報は、入学者の選考、合格者発表、入学手続等の事務を行うために利用する。また、入学者については、教務関係（修学指導等）、学生支援関係（学籍管理、健康管理、授業料免除、奨学金申請、入寮者選定等）、授業料徴収等の業務を行うためにも利用する。

## 9 送付先・問い合わせ先

会津大学 学生課学生募集係

〒965-8580 福島県会津若松市一箕町鶴賀

Tel : 0242-37-2723

Fax : 0242-37-2526

E-mail : admission@u-aizu.ac.jp